

## ※ 一問一答方式の導入について

「市民に開かれたわかりやすい議会」を目指す第一歩として、一般質問に「一問一答方式」を導入いたしました。

一般質問において、従来の総括質問方式（※1）に加え、一問一答方式（※2）を選択できる制度を平成24年第5回定例会（12月）から試行的に導入し、平成25年第1回定例会（3月）から本格的に導入いたしました。

質問時間は、同一議員につき、答弁も含めて1時間以内です。

### ※1 総括質問方式

議員が質問項目すべてを一括して質問し、その後、市長や各部局長がその質問項目について、一括して答弁を行います。

### ※2 一問一答方式

文字どおり、1つの質問項目ごとに市長や各部局長から答弁を行います。

質問・再質問等を行う場所は、市長や各部局長とより近くで対面した質問席で行います。

### （一般質問の例）ア、イ、ウの3つの質問項目がある場合

総括質問・総括答弁の場合	一問一答方式の場合
【議員】アの質問 イの質問 ウの質問 ↓	【議員】アの質問 ↓
【執行部】アに対する答弁 イに対する答弁 ウに対する答弁 ↓	【執行部】アに対する答弁 ↓
【議員】アの再質問 イの再質問 ウの再質問 ↓	【議員】アの再質問 ↓
【執行部】アの再質問に対する答弁 イの再質問に対する答弁 ウの再質問に対する答弁	【執行部】アの再質問に対する答弁 ※アについては、再々質問がなければ次の質問（イ以降）に移る。以下、同様に繰り返す。